

## 議第100号

### 平成30年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度滋賀県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,138千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成31年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 32,758	千円 27,809	千円 60,567
	1 繰越金	32,758	27,809	60,567
3 諸収入		127,710	7,329	135,039
	1 県預金利子	9	4	13
	2 貸付金元利収入	127,527	7,325	134,852
<b>歳入合計</b>		<b>164,000</b>	<b>35,138</b>	<b>199,138</b>

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康医療福祉費		千円 164,000	千円 △ 37,800	千円 126,200
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	164,000	△ 37,800	126,200
2 予備費		—	72,938	72,938
	1 予備費	—	72,938	72,938
<b>歳出合計</b>		<b>164,000</b>	<b>35,138</b>	<b>199,138</b>